

障害児支援の在り方に関する検討会(第7回)に向けての意見

中京大学現代社会学部 辻井正次

資料ですが、全体として、議論が反映された内容となっていると思われます。以下、意見を述べます。

1. 児童発達支援センターにおいては、専門性を持った職員の配置を行ったうえで、保育所等訪問支援は義務化すべきである。地域の中で障害ある子どもたちが適切な支援を受けられるために必須の支援内容であり、義務化しなくてはセンターの存在意義はないと考えられる。障害児相談支援も同様である。適応行動等に関するフォーマルアセスメント技術など、実際の相談支援や訪問段階で有効な支援ができるための研修は必要である。さらに、ペアレントトレーニング等(特にペアレントプログラム)での簡易で有効な支援技術を保育所等の職員と共有していくことで、訪問段階での指導をしやすくする研修は可能である。

児童発達支援センターは地域での支援の核であり、有効な支援のアセスメントや支援技術についての最新の知識が集まり、センター職員だけではなく地域の支援者の研修も同時に実施でき、生涯にわたる支援のスタートを前向きに進められる場となることが望まれる。一定の子どもの在籍する場というだけではなく、支援のノウハウ(ソフトウェア)が集積していく場となるよう、発達障害者支援センター等、バックアップ体制の整備も必要である。特に、現在、保育所等訪問支援未実施のセンターに対するバックアップ体制の整備も必要である。

そうした意味では、地域支援体制の整備において、個別給付を基本とした報酬体系は適切ではなく、一定の地域支援体制整備メニュー(一定数の保育所等訪問支援やペアレントトレーニング等の家族支援、地域での啓発等)に対しては、基礎として報酬化し、その上に個別給付という2階建て構造が妥当であると考えられる。診断前の子どもの支援を行うという全体に立つと、個別給付では実現不可能であり、地域支援体制整備に対する一定の報酬による基盤構築が不可欠である。

社会的養護の必要な子どもたちのなかで、障害ある子どもに対する実態把握と児童養護施設・児童自立支援施設における相談支援・訪問支援についても、明確な報酬化をして、進めていくべきものと考えられる。

2. 職員配置において、指導員か児童指導員かという観点に関しては、子どもの発達支援の専門性を考えた場合、明らかに児童指導員とすべきであり、必要な支援技術の研修を、支援者の教育段階から進めていくことで、人材の育成は可能であると考えられる。

児童指導員の研修においては、座学で研修ができるわけではないので、家族支援にお

いては実際に6－10回のペアレントプログラムやペアレントトレーニングの標準的なプログラムに参加して、基本的な支援の考え方や支援技術を身につけていくことが可能である。ある程度、標準化された支援方法を実際の職場で学んでいくことが必要であり、経験を重ねるだけではない、科学的根拠あるアセスメント方法・支援方法を学んでいく研修が求められる。

職員配置に関して。障害ある子どもの発達支援を有効に進めるために、今国会で上程される予定の心理専門職の役割は重要であり、児童発達支援センター等に、心理専門職を配置することが望まれる。計画相談の基礎的資料となるフォーマルアセスメント（知能や適応行動等含む）やペアレントトレーニング等の家族支援、子どものスキルトレーニング等、エビデンスのある支援を構築していく上では、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などともに、心理専門職の配置が必要である。

3. 家族支援のなかでも、特に家族が障害ある子どもたちの子育てを前向きに取り組んでいくための導入的なものであるペアレントプログラムやペアレントトレーニングは、児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおいても報酬化すべきであり、そのことで、子どもの発達支援だけではなく、障害ある子どもを育てる場合でも子ども虐待の予防とともに、保護者の精神的健康の増進にも寄与することが期待できる。同様に、個別給付のなかでも、家族支援に関するサービス内容を明記し、保護者カウンセリングを行えるようにし、そのなかできょうだい支援も扱っていくことが妥当であると考えられる。

保護者の就労のための支援の観点として、障害ある子どもの保護者が、必要な子どもの受診や必要な家族支援（ペアレントトレーニング等）を受けやすくするための体制整備が必要であると考えられる。就労をしていることで必要な家族支援を受けられない実態があり、就労支援とともに、安定した就労のためには、企業側にも必要な家族支援を受けられるような配慮を求めることが望まれる。

4. 新少年院法・鑑別所法に関してですが、障害ある少年たちで触法行為や虞犯行為に至る場合に、再犯に至ることを防ぐべく、障害特性に合った鑑別や矯正教育が受けられるよう、合理的な配慮として、理解力（知的能力）や社会性等の発達障害特性の把握と障害特性にそった矯正教育のカリキュラムに沿った教育的対応がなされること、そのための人材育成や職員研修をするよう、法律の文案や施行における規則等に明記することが必要である。現行の実態把握は不十分であり、また、障害特性に合った矯正教育のカリキュラムになっているとは言い難いと考えている。